

【 訪問看護(医療保険) 利用料金表 】

ケアル 訪問看護リハビリステーション

令和6年6月1日現在

サービス内容 (サービス提供条件など)			利用料金	利用者 負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ	看護師等	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
		週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費Ⅲ		入院中の外泊時	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
訪問看護管理療養費 *2		月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
		月の2日目以降	¥3,000	¥300	¥600	¥900
24時間対応体制加算		月1回	¥6,520	¥652	¥1,304	¥1,956
特別管理加算	月1回	厚生労働大臣の定める状態のもの	¥2,500	¥250	¥500	¥750
		上記のうち重症度の高いもの	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
退院時共同指導加算	退院時	療養上必要な指導を行った場合	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算		厚生労働大臣の定める状態のもの	¥2,000	¥200	¥400	¥600
乳幼児加算	1回/日	6歳未満の乳幼児	¥1,300	¥130	¥260	¥390
	1回/日	6歳未満の乳幼児 超重症児又は準超重症児・別表7・ 別表8に掲げる人	¥1,800	¥180	¥360	¥540
難病等複数回訪問加算	2回/日	厚生労働大臣の定める状態のもの	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	3回以上	特別訪問看護指示の交付されたもの	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
複数名訪問看護加算	看護師等	1回/日	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	その他職員	1回/日	¥3,000	¥300	¥600	¥900
		3回/日	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
長時間訪問看護加算	1回/日	週1日まで(条件下により週3日まで)	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算		¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	※長時間(90分以上)の場合		¥8,400	¥840	¥1,680	¥2,520
在宅患者連携指導加算	月1回		¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで		¥2,000	¥200	¥400	¥600
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00	6:00～8:00	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜訪問看護加算	22:00～6:00		¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
緊急訪問看護加算	在宅療養支援病院の医師の指示による 月14日まで		¥2,650	¥265	¥530	¥795
	在宅療養支援病院の医師の指示による 月15日以降		¥2,000	¥200	¥400	¥600
看護・介護職員連携強化加算	月1回		¥2,500	¥250	¥500	¥750
訪問看護情報提供療養費	月1回	市町/学校/主治医の求めによる	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回		¥50	¥5	¥10	¥15
訪問看護ターミナルケア療養費	適応時		¥25,000	¥2,500	¥5,000	¥7,500

*1この金額は、医療保険法の法定利用料金に基づく金額です。

*2訪問看護管理療養費は、訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備され、訪問看護計画書及び同報告書を

主治医に提出し連携を確保し、休日を含めた計画的な管理を継続して行う場合算定できます。

（理学療法士等が訪問している場合も、その作成にあたっては、利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせた看護職員の定期的な訪問により、利用者の病状及びその変化に応じた適切な評価を行います。）

＊（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。

①	一般の方	1割または 2割負担	月額上限 18,000円
②	市民税非課税世帯の方		月額上限 8,000円
③	年収約370～770万円の方	3割負担	80,100円＋（医療費－267,000円）× 1％
④	年収約770～1160万円の方		167,400円＋（医療費－558,000円）× 1％
⑤	年収約1160万円以上の方		252,600円＋（医療費－842,000円）× 1％

※届出が認められれば1割負担となる場合があります。高齢者保険の窓口にご相談ください。

※特定（指定難病）医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は、公費による助成をうけられます。

一般の健康保険等の対象者

＊（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。

①	一般の方	3割負担 （未就学 児は2割）	月額上限 57,600円
②	市民税非課税世帯の方		月額上限 35,400円
③	年収約370～770万円の方		80,100円＋（医療費－267,000円）× 1％
④	年収約770～1160万円の方		167,400円＋（医療費－558,000円）× 1％
⑤	年収約1160万円以上の方		252,600円＋（医療費－842,000円）× 1％

※こども医療、特定（指定難病）医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は、公費による助成をうけられます。

その他の費用 ＊令和4年10月1日より施行

ご利用者の都合による休業日のご利用につきましては、以下の料金がかかります。

休業日（土曜・日曜・12/31～1/3）	2,000円
----------------------	--------

交通費	300円	＊1回につき
	500円	＊当事業所より10kmを越える場合
在宅以外での看護 保険適応外の看護	8,000円/1時間	＊1時間以上のサービスについては応相談
死後の処置	20,000円	＊亡くなられた後の処置と処置材料費を含む
キャンセル料	2,000円	＊キャンセルのご連絡なくお休みされる場合、ご負担いただきます。 ＊サービス利用の前日までにご連絡いただいた場合、または 緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

連絡先（ケアル事務所）055-941-6105

【留意事項】 ＊サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、医療保険制度上、患者さまの心身の機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされておりますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。